

# 記入見本

## 休業開始時賃金月額証明書

※この様式は記入見本ですので、正規の様式に転記したうえでご提出ください

① 被 ② 事 ⑤	【例2】 第1子産休取得後、一度復帰し、第2子産休・育休を取得した場合			④ 休業等を開始した日の年月日	令和	5	4	20
事業所所在地 電話番号	開始した者の住所又は居所							
住所 事業主 氏名	<p>⑧欄と⑩欄の日数は、 月給制の場合は基本的には暦の日数(欠勤等により減額された場合にはその日数を引く)、 時給制・日給制の場合は賃金が発生した日数(就労日数だけでなく、有給休暇も参入)を記載します。</p> <p>⑦欄は、休業開始日を基準に1か月ごとに区切って記載します</p>							
休業等を開始した日以前の賃金支払状況								
⑦ 休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑧ ⑦の期間における賃金支払基礎日数	⑨ 賃金支払対象期 ※賃金締切日ごとに記載します。(記載は未締めの場合の例)	⑩ の基礎日数	⑪ 賃金額			⑫ 備考	
休業等を開始した日				Ⓐ	Ⓑ	計		
R5 3月20日 ~ 休業等を開始した日の前日	0日	R5 4月1日 ~ 休業等を開始した日の前日	0日				第2子出産日 R5.2.22	
R4 12月20日 ~ 1月19日	30日	R4 1月1日 ~ 1月31日	18日				出産予定日 R5.3.1	
		R4 12月1日 ~ 12月31日	31日				産前休業R5.1.19 ~ 産休中賃金支払無	
		R4 11月1日 ~ 11月30日	30日					
		R4 10月1日 ~ 10月31日	31日				第1子出産日 R3.7.11	
		R4 9月1日 ~ 9月30日	30日				産前休業R3.5.31 ~ 産休中賃金支払無	
		R4 8月1日 ~ 8月31日	31日				育児休業 R3.9.6 ~ R4.6.30	
R4 6月20日 ~ 7月19日	19日	R4 7月1日 ~ 7月31日	31日				産休中賃金支払無	
R3 5月20日 ~ 6月19日	11日							
		R3 4月1日 ~ 4月30日	30日					
		R3 3月1日 ~ 3月31日	31日					
		R3 2月1日 ~ 2月28日	28日					
		R3 1月1日 ~ 1月31日	31日					
⑬ 賃金に関する特記事項	<p>育児休業給付金には、 「休業開始日前2年間で、⑧欄が11日以上または就業した時間数が80時間以上ある完全月が12か月以上」という要件がありますが、本ケースの場合、休業開始日前2年間(R3.4.20~R5.4.19)の間に ・第1子の産休・育休をR3.5.31~R4.6.30(この間396日間)、 ・第2子の産休をR5.1.19~R5.4.19(この間91日間)取得しているため、 「⑧欄が11日以上または就業した時間数が80時間以上ある完全月」が9か月しかなく、上記の要件を満たしません。</p> <p>ただし、<b>休業開始日前2年間の間に、出産・育児・病気等の理由により引き続き30日以上賃金の支払いを受けることができなかった場合にはその期間の日数を2年間にプラスすることができます(「要件緩和」といいます。合計で最大4年間まで)</b>。 本ケースの場合は、<b>合計487日間</b>加算できますので、<b>R1.12.20~R5.4.19の間で</b>、「⑧欄が11日以上または就業した時間数が80時間以上ある完全月が12か月以上」という要件を満たせば育児休業給付金の対象となる可能性があるということになります。 * 育児休業給付金の要件は他にもございますので、「育児休業給付の内容と支給申請手続」等のリーフをご参照ください。</p>							
【参考】要件緩和について 雇用保険業務取扱要領50151-50155	<p>要件緩和をする場合には、産前休業申出書や育児休業申出書、母子手帳等、賃金の支払いを受けることができなかった理由が確認できる資料をご提出いただく場合があります。</p>							